

令和 3 年度
八丈島一般廃棄物管理型最終処分場
残余容量等測量調査委託

特記仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

(委託の入札等について)

この委託の入札（又は見積書の提出）に当っては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

(適用又は準用する基準)

第 1 条 この特記仕様書は、令和 3 年度八丈島一般廃棄物管理型最終処分場残余容量等測量調査委託（以下「この委託」という。）に適用する。

2 この委託の業務のうち、この特記仕様書の第 3 章で定める埋立容量算定のための測量業務に関しては、最終処分場残余容量算定マニュアル（平成 17 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課、以下「残余容量算定マニュアル」という。）の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、この委託の業務の実施に当っては、東京都建設局が制定する測量委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）の規定（この委託で委託する業務を対象とする規定に限る。）を準用するものとする。この場合において、標準仕様書中、特記仕様書とあるのはこの特記仕様書を指すものとして規定を準用するものとする。

4 この委託の業務のうち、この特記仕様書の第 3 章で定める埋立容量算定のための測量業務に関しては、標準仕様書の規定（第 1 章第 1 節及び同章第 3 節の規定を除く。）は、残余容量算定マニュアルの規定が定める範囲において準用するものとする。この場合において、残余容量算定マニュアルの規定は、標準仕様書の規定に優先するものとする。

5 この委託の実施に当って受託者が提出する書類の処理については、東京都建設局が制定する受注者等提出書類処理基準・同実施細目の規定（この委託で委託する業務を対象とする規定に限る。）を準用するものとする。

6 第 3 項及び第 5 項において準用する規定がこの特記仕様書の規定と抵触する場合においては、この特記仕様書の規定を適用するものとする。

7 本条により適用及び準用する規定については、東京都島嶼町村一部事務組合が定める条例並びに規則及び規程と適合するようこれを解釈するものとする。

8 この委託において、この委託の契約約款第 1 2 条第 2 項の規定により契約金額を変

更する際の変更金額の算定その他金額の算定が必要となった場合（法令又は仕様書等で金額又は金額の算定方法が定められている場合で、当該金額又は金額の算定方法により算定した金額により契約金額を変更する場合を除く。）の積算については、東京都建設局が定める積算基準その他の積算に関する基準を準用するものとする。

（委託の目的）

第2条 この委託は、東京都島嶼町村一部事務組合が管理及び運営する八丈島一般廃棄物管理型最終処分場の維持管理の適正を確保するに当って、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準省令」という。）第1条第2項第7号に規定する擁壁等（以下「擁壁等」という。）の定期的点検並びに同項第19号に規定する残余の埋立容量（以下「残余容量」という。）についての測定及び記録を行うために、測量業務及び埋立容量算定業務を委託するものである。

（委託の概要）

第3条 受託者は、次項に規定する擁壁等の定期的点検並びに第3項に規定する残余容量についての測定及び記録を行うために、これに必要な基準点測量、水準測量、地形測量、中心線測量並びに縦断測量及び横断測量を実施するものとする。

2 受託者は、基準省令第1条第2項第7号に規定する擁壁等の定期的点検として、擁壁等の水平変位及び鉛直変位を測定及び記録し、これを報告するものとする。

3 受託者は、基準省令第1条第2項第19号に規定する残余容量について、残余容量算定マニュアルの規定に従い算定し、これを報告するものとする。

（委託の履行場所）

第4条 この委託は、東京都八丈島八丈町末吉1547番地ほかに所在する八丈島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）において履行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、業務の内容により必要な場合には、受託者の事務所の所在地その他の場所で業務を履行することができる。この場合において、当該業務が標準仕様書1.1.6に定める監督員（以下「監督員」という。）の立会いが必要な業務である場合には、履行場所の変更につき、事前に監督員の承認を得なければならない。

（委託の履行期間）

第5条 この委託の履行期間は、契約確定の日から令和3年7月30日までとする。

（情報セキュリティの確保）

第6条 この委託における個人情報及び機密情報の取扱いは、標準仕様書の規定を準用する。この場合において、標準仕様書中「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合個人情報

の保護に関する条例（平成18年東京都島嶼町村一部事務組合条例第10号）」と、「東京都サイバーセキュリティ基本指針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ基本指針及び東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ対策基準」と読み替えて、これを準用するものとする。

（業務日時の制限）

第7条 この委託に係る業務のうち処分場の場内で実施する業務については、処分場の管理業務が行われない国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、日曜日及び土曜日には実施しない。

2 前項に定める日を除くほか、この委託に係る業務のうち処分場の場内で実施する業務については、処分場の管理業務が行われない午後5時15分から午前8時30分までの時間には実施しない。

3 前2項の規定にかかわらず、受託者は委託者に1週間以上前に届出ることにより前2項で業務を実施しないとした日又は時間に受託業務を実施することができる。ただし、第1条で適用又は準用する基準により監督員の立会いが必要となる業務についてはこの限りでない。

4 受託者は処分場の管理者又は処分場の管理者から管理業務を受託している者がこの委託の業務の実施につき条件を付した場合には、その条件を遵守しなければならない。

（不当介入に係る通報及び報告並びに捜査協力）

第8条 受託者は、この委託の履行に当たり、暴力団関係者（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団関係者から不当介入を受けた場合を含む。）は、監督員への報告及び警視庁八丈島警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行わなければならない。

（資料の貸与及び返還）

第9条 この委託に必要な報告書その他の資料は受託者に無償で貸与するものとする。この場合において委託者が当該貸与物の返還を求めたときは、受託者は無条件でこれを返還しなければならない。

2 受託者は、委託期間の満了時に、委託者より貸与された資料を全て返還しなければならない。

3 前項の規定は、受託者が委託期間満了後、前項の規定により返却された資料を再度借用することを妨げるものではない。この場合においては、委託期間満了後においても、貸与期間中は貸与資料についてこの特記仕様書の規定の適用があるものとする。

（立会日時の調整）

第 1 0 条 この委託に必要な測量及び調査において監督員の立会等が必要になる場合には、受託者は、立会等の日時につき監督員と事前に調整を行うものとする。

（隣接作業、関連作業との調整）

第 1 1 条 受託者は、処分場の場内管理に係る隣接作業又は関連作業を行う事業者と相互に協力することで、これら第三者の行う作業等の円滑な施行の妨げにならないよう調整に努めなければならない。

（施設破損時の措置）

第 1 2 条 受託者は、この委託の業務の履行に当っては、遮水層その他の施設に損傷を与えないよう細心の注意を払わなければならない。

2 受託者は、故意又は過失により遮水層その他の施設に損傷を与えた場合には、委託者の指示に従い、受託者の負担により補修その他必要な措置をしなければならない。

3 前項の場合において、当該損傷のため処分場の業務に支障が生じたことによって損害が生じた場合には、受託者は当該損害についても賠償するものとする。

4 第 2 項の故意又は過失は、当該損傷が第三者による行為又は天災その他の不可抗力によるものであることが明らかな場合を除いては、受託者においてこれがあるものと推定する。

5 受託者は、第 1 項の損傷を防ぐため、委託者から業務の履行方法について指示があった場合には、これに従わなければならない。

6 受託者は、故意又は過失の有無にかかわらず、遮水層その他の施設において破損その他その機能を損ねる又は損ねる恐れのある状況を認めるときには、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約金額の変更に代える仕様書等の変更）

第 1 3 条 委託者は、この委託の契約約款第 1 2 条第 2 項の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、受託者と委託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（受託者に帰責事由がある増加費用の負担）

第 1 4 条 この委託に係る業務が契約時より増加した場合において、その原因が受託者の責めに帰するものである場合には、その業務の増加に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

第2章 測量業務

(測量の基準とする既設の基準点及び水準点)

第15条 この測量で用いる座標系（任意座標）及び使用する既設の基準点は、既設の基準点（以下、「既設基準点」という。）を用いる。

2 この測量で用いる高さの基準及び標示並びに使用する既設の水準点は、変位観測用に設けられている点のうち監督員が指定する点（以下、「既設の水準点」という。）を用いる。

3 前2項の場合において、既設の基準点又は水準点が欠けている場合その他既設の基準点又は水準点を測量の基準として用いることができない場合には、監督員の指示に従い、新たに基準となる基準点又は水準点を設けるものとする。

(基準点測量)

第16条 受託者は、擁壁等の水平変位を調べるため、既設の基準点又は前条第3項で設置した基準点を基準として、基準点測量を行い、処分場内の擁壁等の施設に設けられた水平変位観測用の点（以下、「変位観測用基準点」という。）の水平位置を測定するものとする。

2 受託者は、前項に定める測定のほか、前項で測定した変位観測用基準点の成果を用い、第19条第1項の中心線の基準となる点の水平位置を現地において設定するための基準点測量を行うものとする。

3 受託者は、監督員の指示するところにより、変位観測用基準点の水平位置につき、過去の測量成果と比較してその継時的変化が分かるように測定結果を整理し、第23条第2項により報告するものとする。

4 第1項及び第2項に規定する基準点測量は標準仕様書第3章に規定する基準点測量によるものとし、4級基準点測量に関する規定を準用するものとする。

(水準測量)

第17条 受託者は、既設の水準点又は第15条第3項で設置した水準点を基準として、水準測量を行い、処分場内の擁壁等の施設に設けられた垂直変位観測用の点（以下、「変位観測用水準点・標高点」という。）の標高を測定するものとする。

2 受託者は、前項で測定した変位観測用水準点・標高点の成果を用い、水準測量を行い、変位観測用基準点の標高を測定するものとする。

3 受託者は、第1項で測定した変位観測用水準点・標高点の成果を用い、水準測量を行い、第19条第1項の中心線の基準となる点の標高を測定するものとする。

4 受託者は、監督員の指示するところにより、変位観測用水準点・標高点及び変位観測用基準点の標高につき、過去の測量成果と比較してその継時的変化が分かるように

測定結果を整理し、第23条第2項により報告するものとする。

- 5 第1項から第3項までに規定する水準測量は標準仕様書第4章に規定する水準測量によるものとし、4級水準測量に関する規定を準用するものとする。

(地形測量)

第18条 標準仕様書第5章に規定する現地測量(地形測量)により、残余容量算定マニュアルに規定する地形図及び擁壁等の点検に必要な地形図を作成する。

- 2 受託者は、委託者の承認を得て、委託者から貸与された処分場の完成図その他の図面のデジタルデータを数値地形図データとして用いることができる。この場合において、標準仕様書中「数値地形図データ」とあるのは「貸与されたデジタルデータ」と読み替えて、これを準用するものとする。

(中心線測量)

第19条 標準仕様書第7章第4節に規定する中心線測量により、縦断測量及び横断測量に必要な中心線を設定する。

- 2 中心線の設定に用いる条件点は監督員が指定する。

(縦断測量)

第20条 標準仕様書第7章第6節に規定する縦断測量により、残余容量算定マニュアルに規定する縦断図を作成する。

(横断測量)

第21条 標準仕様書第7章第7節に規定する横断測量により、残余容量算定マニュアルに規定する横断図を作成する。

第3章 埋立容量算定業務

(残余埋立容量算定)

第22条 残余容量算定マニュアルの規定に従い、残余容量を算定する。

- 2 前項の算定には同マニュアルに規定する平均平断面法を用いる。なお、これにより難しい場合には監督員と協議のうえ、適切な方法を用いて算定するものとする。
- 3 第1項の算定において必要な場合には、埋立終了時の計画埋立高の再計算を行うものとする。

(報告書作成)

第23条 残余容量算定マニュアルの規定に従い、算定結果及び残余容量の算定根拠となった図面、計算書その他の資料を報告書にまとめるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、擁壁等の水平変位及び鉛直変位の観測結果を報告書にま

とめるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、埋立物の種類、位置、覆土の厚さその他埋立物に関する記録を報告書にまとめるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、埋立終了時の計画埋立高の再計算を行った場合には、その結果を報告書にまとめるものとする。
- 5 前4項の報告書のまとめ方については、事前に監督員と協議を行い、その結果に従いまとめるものとする。
- 6 受託者は監督員の事前の了解を得て、次章の成果品のうち一部又は全部を第1項から第4項までの報告書とまとめて提出することができる。

第4章 成果品

(提出成果品)

第24条 受託者は以下の各号の成果品を正・副計2部提出するものとする。

- (1) 基準点成果表
- (2) 基準点変位資料(座標表・変位図)
- (3) 基準点網図
- (4) 基準点点の記(基準点現況写真含む)
- (5) 基準点計算簿・観測手簿(路線別)
- (6) 点検手簿・制度管理表
- (7) 水準成果表
- (8) 路線図
- (9) 水準点計算簿・観測手簿
- (10) 水準点検手簿・精度管理表
- (11) 変位観測点成果表
- (12) 変位観測点点の記
- (13) 座標計算書・観測手簿
- (14) 地形図
- (15) 中心点成果表・中心線図
- (16) 中心杭打設点図・精度管理表
- (17) 縦断図・計算簿・観測手簿
- (18) 横断図・計算簿・観測手簿
- (19) 埋立容量算定業務の成果品

(20) 打ち合わせ記録簿

(21) その他の資料（監督員の指示による。）

- 2 受託者は、本条に定めるもののほか、委託者が求める場合には、成果品の作成に用いたデータファイルを提出するものとする。
- 3 前項の場合において、委託者が必要とする場合には、委託者の指示に従い、受託者は、SXF形式及びJWW形式で成果品を提出するものとする。
- 4 第2項のデータファイルの内、座標及び標高データについては、エクセル形式で提出するものとする。
- 5 受託者は、この委託で作成する成果品について、前項までの規定により難しい事情がある場合には、監督員と協議のうえこれを変更することができる。